

Đơn yêu cầu dịch vụ lọc Web (dùng cho tỉnh Ishikawa, tỉnh Hyogo ★¹⁾)

Trước khi trao điện thoại di động, máy tính bảng cho con mình

Nhằm đảm bảo an toàn cho con mình, xin hãy xác nhận trước các nội dung sau đây và đánh dấu ☒ vào.

☐ Quý khách đã hiểu về việc có khả năng tiếp xúc với các thông tin phạm pháp, độc hại ảnh hưởng xấu đến quá trình phát triển lành mạnh của con mình khi sử dụng internet mà không sử dụng dịch vụ lọc Web?

☐ Quý khách đã hiểu về việc có thanh thiếu niên gặp sự cố do trao đổi thông tin với người lạ thông qua các trang mạng xã hội v.v... đang ngày càng tăng, ngoài ra không chỉ trở thành người bị hại của tội phạm, mà còn có nguy cơ trở thành phạm nhân lúc nào không hay?

☐ Sau khi đã đọc những chú ý nêu trên, quý khách đã có chọn lựa phù hợp nhất cho con mình chưa?

2017年6月版

年 月 日

KDD I 株式会社 様

申出者（保護者）

住所

氏名

連絡先（電話番号）



フィルタリングサービスを利用しない旨の申出書

いしかわ子ども総合条例第 34 条の 2 第 2 項の規定により、フィルタリングサービスを利用しない旨を申し出ます。

（理 由）

- ☐ 1. 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労している場合において、フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の業務に著しい支障を生ずること

【いしかわ子ども総合条例施行規則第 1 条の 2 第 1 項第 1 号】

- ☐ 2. 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること

【いしかわ子ども総合条例施行規則第 1 条の 2 第 1 項第 2 号】

- ☐ 3. 携帯電話インターネット接続役務を受ける青少年がインターネットの利用による有害情報を閲覧し、又は視聴することがないよう、当該青少年の保護者が青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用の状況を適切に把握していること

【いしかわ子ども総合条例施行規則第 1 条の 2 第 1 項第 3 号】

（注）各理由の具体的な内容は裏面を参照のうえ、該当する理由にチェック ☒ を付けてください。

備考 申出者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

（裏）

やむを得ない理由の具体的な内容について

1. 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労している場合において、フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の業務に著しい支障を生ずること

（具体例）

営業等で相手先企業の情報が必要な場合

〔 就労しているが、仕事と関係のない趣味等でインターネットのサイトを閲覧する場合などは該当しません。 〕

2. 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、フィルタリングサービスを利用することにより、当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること

（具体例）

障害者専用の情報交換サイトであるソーシャルネットワークサービス等で情報を交換している場合

3. 携帯電話インターネット接続役務を受ける青少年がインターネットの利用による有害情報を閲覧し、又は視聴することがないよう、当該青少年の保護者が青少年の携帯電話インターネット接続役務の利用の状況を適切に把握していること

（具体例）

子どもと保護者の話し合いで携帯電話事業者のインターネット履歴検索サービスを利用することなどにより、保護者がインターネットの履歴をいつでも確認することを約束した場合

※ ここに掲載したケースはあくまで例です。フィルタリングサービスを利用しない場合には、お子さんとよく話し合うとともに、フィルタリングサービスの目的や内容を十分ご理解いただき、慎重に判断してください。

（問合先）石川県健康福祉部少子化対策監室

電 話 076-225-1422

FAX 076-225-1423